

令和5年度第2回仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会会議録

1 日時 令和5年12月6日（水）14:45～

2 会場 西山児童館・仙台市立西山小学校

3 委員出席数 委員定数10名

出席委員10名

石垣恵委員、伊藤雅宣委員、小岩孝子委員、齋藤礼子委員、柴田由紀委員、高橋由臣委員、中條めぐみ委員、三浦和美副委員長、水谷修委員長、宮野憲子委員

4 会議録署名委員 高橋由臣委員、中條めぐみ委員

5 報告事項

令和5年度第1回仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会における質問事項について

6 議事

「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」の評価（案）

議事要旨

1 開会

2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室視察

西山児童館児童クラブ・ニコニコにしやまっ子クラブ

3 委員長挨拶

4 報告事項

令和5年度第1回仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会における質問事項について

資料2に基づき、児童クラブ事業推進課推進係長より説明

＜質疑応答＞

水谷委員長

ただいまの説明について、委員の皆様からご意見、ご質問等あればお願ひしたい。

全委員

なし。

5 議事

水谷委員長

それでは続いて議事に移る。「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」の評価（案）について、事務局より説明願う。

「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」の評価（案）について

資料3に基づき、児童クラブ事業推進課長より説明。

<質疑応答>

水谷委員長

ただいまの説明のあった、「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」の評価（案）の内容等について、委員間で意見交換を行いたいと思う。

意見交換に先立っての確認となるが、第1回委員会で確認した委員会のスケジュールによると、評価の内容については、次回、第3回の委員会で決定することとしている。本日示された評価（案）の内容を各委員において理解されたうえで、出せる意見は本日この場で出していただき、後日気付いた点等があれば資料4の意見票で提出いただき、それらをもとに評価（案）を修正し、次回の委員会で評価を決定する。本日の意見交換はそのような位置づけとなる。

また、評価（案）7ページにも記載のある通り、今後の取組みの方向性を検討する際に参考とし、今後新たに策定する実施方針に評価の内容を反映させるために「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」の評価を行うという理解でよろしいか。

児童クラブ事業推進課長

はい。

水谷委員長

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問等あればお願ひしたい。

まず、私から1点お伺いする。今年度の待機児童は11名のことであったが、待機が出た児童館児童クラブはいくつあったのか。

児童クラブ事業推進課長

児童館児童クラブ4館で待機が発生した。

水谷委員長

小学校の学区にある児童館児童クラブに入れなかった児童もいるのか。

児童クラブ事業推進課長

学区の児童館児童クラブで待機になった児童もいた。

当課では、児童館児童クラブサテライト室の整備について7月と12月に判断している。7月に学校の児童数推計が教育委員会から出るので、その数字に児童クラブの登録率をかけ、定員が不足する可能性があるところについてサテライト整備を始める。

更に、例年11月下旬から12月上旬にかけて行う、来年度の児童クラブの登録申込の状況を見て、遅れて申込をする人についても加味したうえで、定員が不足する可能性のあるところを把握しサテライト整備を行っている。

ただ、転居による転入が多い地域等では登録申込者が想定を超えて、待機が発生しているという状況である。

中條委員

児童館職員数の不足による待機児童の発生も起こりうるのか。

児童クラブ事業推進課長

先程の説明の通り、サテライト整備について12月に最終判断し、来年度の各児童館児童クラブの単位数を決め、児童館管理運営団体へ通知している。それに伴い必要な職員数も決まるため、1月以降各団体において人材確保を行っている。必要な職員数に対して確保している職員数が不足する場合には、地域の方にアルバイトを募って補助員として入っていただいたり、また、元々の職員配置が条例の基準より余裕があるため、条例違反にならない範囲で、各団体

において超過勤務も含め職員配置を調整していると認識している。

石垣委員

仙台市では、児童館や放課後子ども教室がない学区には積極的に整備をしていくという方針なのか。

また、特別な配慮を要する児童への対応について、学校では学校と保護者でやりとりして指導の方向性を示した個別の支援計画を作り、学校内で毎年度引き継ぎをしているが、それを児童館や放課後子ども教室と共有するのか、それともそれぞれで計画を作成するという方針なのかをお聞きしたい。

児童クラブ事業推進課長

児童館児童クラブについては1小学区に1児童館を整備する方針で、現在119学区のうち、112学区に児童館を整備している。残りの学区についても、民間児童クラブやサテライト室の整備、隣接学区の児童館への移動支援の実施等により、全ての学区で児童館児童クラブを利用することが可能な状況になっている。引き続き、定員が不足する可能性のある学区の児童館児童クラブについて、サテライト整備により受け皿を拡大する方針である。

生涯学習課長

放課後子ども教室については、整備数の目標値を定めているわけではないが、運営の担い手がいなければ新規開設が出来ないので、まずは新たに放課後子ども教室を設置する意向があるかどうかの確認を行っており、新規開設の意向がある学区について、情報提供等の協力をしているという状況である。

児童クラブ事業推進課長

特別な配慮を必要とする児童についての学校等との連携についてだが、児童館児童クラブでは特別支援コーディネーターが概ね全ての館に1名配置されている。児童に関する書類の共有状況については学区により異なるが、保育所等での配慮の状況は、学校も児童館も聞き取りを行っている。その上で、児童館児童クラブでは支援検討会議において、情報を学識経験者等と共有をしながら支援の方向性を決めている。学校における教育上必要な配慮と、児童館児童クラブにおける生活上必要な配慮では異なる部分があることから、支援の方向性は学校と児童館それぞれで作成することとなる。児童館児童クラブでの受け入れの中で難しい状況が発生した時に、学校での支援の方針を聞き取りする等、個別の調整を行っているが、全ての特別な配慮を要する児童についての調整は今のところ行っていない。

放課後子ども教室とも、必要があれば調整は行うが、特別な配慮が必要な児童が児童館児童クラブと放課後子ども教室両方を利用しているという情報はあまり耳にしていない。

生涯学習課長

放課後子ども教室では特別な配慮を必要とする児童の数は少ないが、そのような児童について、各教室のコーディネーターに理解してもらえるよう研修を行っているところである。

小岩委員

児童館児童クラブの指定管理、放課後子ども教室の運営両方に携わっているが、私どもの場合は新たに入ってくる全ての児童について、学校と情報共有するようにしている。1年生は小学校の入学よりも先に児童館児童クラブに来ることになるため、児童クラブが先に把握した生活の状況や、また、児童クラブの登録にあたり保護者と面談を行うので、面談の状況も学校と情報共有している。学校が保育所から聞き取りをした内容についても共有されている。特に、支援が必要な児童、家庭が複雑な児童については情報共有するようにしている。

放課後子ども教室についても、配慮を必要とする児童がいれば、学校と共有するようにしている。

水谷委員長

仕組みとして全市的にそのようになっているということではなく、小岩委員のところではそのようになっているということか。

小岩委員

家庭が複雑な児童や、支援を要する児童が多く、また、学校もこういう児童がいるという情報を積極的に共有してくれるので、共有するのがあたりまえという感じになっている。学校が地域の子ども達という考え方をしているので、こちらも同じ考え方のもと、全ての児童に対して、何か困りごとがあった時や家庭内で問題が起きた時には学校と相談しながら対応していくという形になっている。全ての児童について情報共有が必要な地域、そこまでしなくても大丈夫な地域、状況は様々だと思う。

石垣委員

小岩委員の地域のように、長く運営していたり、ベテランの方が携わっていたりする放課後子ども教室では、特別な配慮を必要とする児童への対応が丁寧に行われていると思うが、そうではない放課後子ども教室では、従事者が把握していないだけで、本当は特別な配慮を必要とする児童で、もっと情報共有が必要だったということが起きている。情報共有の仕組みがないことにより地域差が生じている。

放課後デイサービス等が不足している状況もあり、本当に支援を必要としている児童のための受入れの仕組みを作っていくことが大事だと感じている。大勢の児童を受け入れることももちろん重要だが、特に支援が必要な児童には放課後子ども教室や児童館児童クラブを利用してもらいたいので、受入れにあたって必要な配慮を、学校、児童館児童クラブ、放課後子ども教室が共有する必要があると考える。

水谷委員長

今の意見について、評価に盛り込むとしたらどの部分になるか。

石垣委員

今後、児童館職員や放課後子ども教室コーディネーターの研修で、要支援児対応における学校等との共有についての内容を取り上げること等を、2. (3) 特別な配慮を必要とする児童への対応に盛り込むと良いのではないか。

また、仙台市として全ての学区に児童館児童クラブや放課後子ども教室を整備する方針なのであれば、放課後子ども教室がない小学校区では、学校運営協議会等、学校及び地域の話し合いの場で放課後子ども教室の立ち上げについて呼びかけることなどが必要ではないか。

齋藤委員

放課後子ども教室を運営する立場からの意見だが、放課後子ども教室のことについてもう少し触れて欲しいと感じた。東宮城野学区では、学区内に大きなマンションが建ったことにより、これまで単学級だったのが今年度1年生から複数学級になった。次年度以降の1年生も複数学級になることが想定されており、今後余裕教室がなくなった場合に、放課後子ども教室を実施出来なくなるのではないかと心配している。本日見学させていただいた西山学区のように、放課後子ども教室も児童館も学校も一緒になって、地域の子どもを見て行こうというスタンスがとても大事だと思う。ぜひ放課後子ども教室の実施場所の確保についても、盛り込んでいただきたい。

水谷委員長

放課後子ども教室について、場の確保について評価の内容に盛り込むとともに、1. (3) 放課後子ども教室の評価の中で「今後も放課後子ども教室を実施する意向のある小学校区を把握し～」とあるが、先程石垣委員から意見があったように、学校運営協議会等の場で積極的に情報提供をしていく等、地域の理解を作り出すような働きかけすることを盛り込めば、それを根拠にして取組みを進めていけるのではないか。

齋藤委員

児童館児童クラブと放課後子ども教室は、子どもにとっての居場所である。放課後子ども教室が良いと言って来る子どものためにも必要な場所だ。先程西山児童館を見学した時にも、ボックスの中で本を読んでいる児童がいたが、自分一人の時間が欲しい子どもも来られる場所、クールダウンできる場所が大事だと思うので、そういうところも盛り込んでいただきたい。

水谷委員長

特別な配慮を必要とする児童への対応についても、先程研修という話もあったが、何かしら評価の内容に盛り込んでいく必要があると考えるがいかがか。

児童クラブ事業推進課長

評価（案）には記載していないが、教育委員会で開催する学校の特別支援コーディネーターの研修に、児童館児童クラブの特別支援コーディネーターも参加させてもらう取組みを始めており、両者の顔合わせの機会となっている。学校と児童館児童クラブ間の連携の取組みは進めているので、必要に応じて放課後子ども教室との連携も進めるという形で表現を修正出来れば良いのではないかと考えている。

水谷委員長

具体例として、先程の小岩委員の地域等を挙げるというのはどうか。趣旨にそぐわないか。

児童クラブ事業推進課長

児童館と小学校の職員は市の施設の職員なので個人情報の守秘義務が規定されており、かなり具体的な情報についてのやりとりが可能だが、地域のボランティア等で運営している放課後子ども教室については、個人情報の取り扱いについて保護者の理解を得た上で進める必要があり、一律に全ての情報を共有するのは難しいと考える。支援に必要な情報の共有については、話し合いを進めながら取り組むことが必要と考える。

石垣委員

先程の西山児童館児童クラブサテライト室の視察の中で、サテライト室に冷房が付いていないという話があったが、子ども達が過ごす場所として使うのであれば、冷暖房等を完備して安全に生活出来る環境を整えるということを規定する必要があるのではないか。

また、放課後に小学校の校庭で遊ぶ場合の保険適用については、学校での話し合いでもよく話題にあがるが、児童館児童クラブの管理下にある児童と、その他の児童が遊ぶ場所を分けていたり、放課後子ども教室で校庭を使用する時に他の児童を帰宅させていたりと、学校により対応が様々だ。本当は所属に関わらず全ての児童が遊べることが望ましいと思うので、保険の適用や責任の所在等、事故が起きた時にきちんと対応できる仕組みを整えることも、すぐには難しいかもしれないが、評価の中で触れられると良いのではないか。

水谷委員長

今の意見について、評価の中に盛り込むか、又は新しい実施方針の中に盛り込むかを委員会

として合意しておく必要があるが、それについていかがか。

中條委員

評価の中に盛り込むとすれば、2. (2) 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に係る教育委員会とこども若者局の連携の部分になろうかと思う。教育委員会とこども若者局の連携に関して不足している部分、例えば児童のトラブルに関する責任の所在や、特別な配慮を必要とする児童に関する情報の共有等、まだ仕組みが整えられていないことについても評価の中で触れる必要があるのではないか。現状出来ていないことを明確にしないと、次の実施方針も決められないのではないか。

小岩委員

教育委員会とこども若者局の連携も大切だが、学校と児童館の連携については、校長先生の考え方等により状況が異なる。課題ではあるが、このことについては、新しい実施方針策定時に検討する方が良いのではないか。

水谷委員長

ではこの場で結論を出すということではなく、事務局と委員長・副委員長で預からせていただき、評価の中で触れるか、新しい実施方針に盛り込むか、本日出た意見も踏まえて検討させていただきたい。お任せいただけるか。

全委員

一任する。

水谷委員

その他、本日この場で発言したいことがあればお願ひしたい。

高橋委員

仙台市的小中学校では、PTAに入る入らないに関わらず、傷害補償制度として保険に一括で加入している。365日24時間、学校の管理下外で発生した事故について適用される。所属に関わらず、全ての仙台市的小中学校の児童・生徒にはこのような基盤となる保険がある。また、この他に杜の都こども総合保険という任意保険も保護者へ案内している。その上で、児童館児童クラブ等各団体で加入している保険があるので、無保険の状態はないということをお伝えしたい。

水谷委員

その他、何かあればお願ひしたい。

全委員

なし。

水谷委員長

本日この場で発言出来なかった意見や後日気付いた点等があれば、資料4の意見票に記入の上、事務局へ提出いただきたい。本日出た意見と意見票での意見を踏まえ、事務局と委員長、副委員長で評価の内容を修正し、次回の委員会で修正案としてお示しする。修正案について次回の委員会で議論いただいた後、最終的な評価として取りまとめる。このような進め方でよろしいか。

全委員

よい。

水谷委員長

では、本日の議事は以上とさせていただき、事務局へお返しする。

6 閉 会